

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：持続可能社会とケアワークの再定位分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>少子高齢社会にあつて、ケアワークを国家・社会・個人がどのように共有するかはきわめて切実な問題となっている。家族や個人に全面的にケアワークを委ねることは社会の持続可能性を大きく損なうことになりかねない。「ケアをする権利」「適正なケアを受ける権利」「ケアを強制されない権利」などの十分な検討が求められる。また、「ケアをする権利」にはケアをするための時間保障が不可欠である。</p> <p>本分科会では、ケアワークを適正に組み込んだ労働概念の見直し、育児介護休業と短時間労働保障のバランス、労働時間を自由に選択するための条件づくり(同一価値労働同一賃金の原則など)等について、国際的動向と比較しながら、日本の法的・政策的課題を学際的に審議する。審議結果は、公開シンポジウムや報告書等の形で公表する。</p> <p>多角的な検討を行うために、法学分野以外にも、経済学・社会学・政治学などの分野からの会員・連携会員の参加を求めたい。</p>
4	審議事項	<p>(1)諸外国及び日本におけるケアワークの位置づけに関する調査・検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働概念(とくにケアワークの位置づけ) ・育児介護休業法制及び短時間労働保障のあり方 ・短時間労働のあり方と同一価値労働・同一賃金の原則との関係など <p>(2)ケアワークをめぐる法政策上の課題の審議</p>
5	設置期間	常設
6	備考	※新規設置